

お知らせ

記者発表資料 | 平成30年3月23日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

藤亜建設工業株式会社 岡山県岡山市南区藤田230-375

2. 指名停止措置期間

平成30年3月23日 ~ 平成30年7月22日 (4ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

藤亜建設工業株式会社の代表取締役及び従業員は、平成28年9月27日、就労事実のない者を専任技術者とする虚偽の申請を岡山県に行い、同年11月2日に建設業許可の更新を受けたとして、平成30年2月20日に岡山南警察署に建設業法違反の疑いで逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から <u>1ヵ月以上9ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表番号 [9:15~18:00])
082-511-6064 (直通 [9:15~19:00])

総務部 契約課長 室田 浩司 (内線 2511)

◎総務部 契約課長補佐 佐藤 博和 (内線 2514)

港湾空港部 082-511-3900 (代表番号 [9:15~18:00])

契約管理官 佐野 友紀 (内線 130)

◎総務部 経理調達課長補佐 池尻 泰人 (内線 132)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 坂屋 政之 (内線 2117)

企画部 環境調整官 足立 司 (内線 3114)